平成２４年（フ）第５６号
三重県志摩市阿児町鵜方1051番地31
債務者　島田　秀昭
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
長崎県長崎市相生町３番14号
債務者　浅水　淳子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
埼玉県吉川市吉川団地５番17号103
債務者　玉置　祐二
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
埼玉県越谷市宮本町４丁目72番地７
債務者　鷹石　　圭
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田33番地８　メゾンドリラ101号、前住所埼玉県東松山市大字岩殿249番地６
債務者　福島　邦男
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３２３号
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡２丁目８番29―313号、前住所埼玉県ふじみ野市桜ケ丘１丁目３番27号
債務者　伊藤　正道
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９８号
埼玉県深谷市東方3777―２、住民票上の住所埼玉県熊谷市新堀1150番地20
債務者　髙木　弥生
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２３号
千葉市花見川区花見川３番11棟502号
債務者　牧野　史朗
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３８３号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目１番２―302号
債務者　秋本　秀子（旧姓飛田）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４３４号
千葉県船橋市中野木１丁目10番１号セラミックハウス101号
債務者　上田　修司
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４３８号
千葉県船橋市飯山満町２丁目536番地１　はざま台サンハイツ３号棟306号室、住民票上の住所千葉県船橋市前原西８丁目26番３号
債務者　堺　　成章
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４５４号
千葉県船橋市緑台２丁目８番５棟203号
債務者　伊藤　愛子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４７３号
千葉市中央区祐光２丁目３番２棟806号
債務者　川村　則道
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４７４号
千葉市中央区祐光２丁目３番２棟806号
債務者　川村惠美子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４７８号
千葉市若葉区若松台２丁目５番12号
債務者　秋元　　恵
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５０１号
千葉市若葉区小倉町1751番地36　ベルレール小倉台壱番館101号、住民票上の住所東京都板橋区板橋４丁目31番５号　プレール新板橋301号
債務者　岩本　泰利
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５１７号
千葉県市川市欠真間２丁目25番３号　秋本ハイツＢ棟103号
債務者　長瀬　利雄
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係